

國務院：一段と外資利用工作を行うことに関する若干意見

国発[2010]9号

各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部委、各直屬機構：

外資利用はわが国対外開放基本国策の重要内容である。改革開放以来、わが国は積極的に外商投資を吸引し、産業のレベルアップと技術進歩を促進し、外商投資企業はすでに国民経済の重要な組成部分となった。現在、わが国が外資を利用することの優勢は依然として明らかである。外資利用のクオリティとレベルを高め、さらに外資が科学技術イノベーション、産業レベルアップ、区域協調発展などの方面で積極的な作用を発揮するため、以下の意見を提出する。

一、外資利用構造を優れたものにする

(一) わが国経済発展の需要に基づいて、国家産業調整と振興計画の要求を結合し、《外商投資産業指導目録》を改正し、開放分野の拡大、外資のハイエンド製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギーと省エネ環境保護産業への投資を奨励する。厳格に「兩高一資」と低レベル、過剰生産能力拡張類プロジェクトを制限する。

(二) 国家産業調整と振興計画における政策措置が同等に条件に符合する外商投資企業に同等に適用する。

(三) 用地を集約する国家奨励類外商投資プロジェクトに対して優先的に土地を供給し、土地の払下げ底値を確定するとき所在地の土地の等別に対応する《全国工業用地払下げ最低価格標準》の70%を下回らない水準で執行する。

(四) 外商投資ハイテク企業の発展を奨励し、ハイテク企業認定工作を改善、完備する。

(五) 中外企業が研発開発提携を強化することを奨励し、条件に符合する外商投資企業と内資企業、研究機構が提携して国家科学技術界発プロジェクト、イノベーション能力建設プロジェクト等を申請することを支持する。

(六) 多国籍企業が中国で地域本部、研発開発センター、購買センター、財務管理センター、決済センター及びコスト・利益計算センター等の機能性機構を設立することを奨励する。2010年12月31日以前に、規定条件に符合する外資研発開発センターが確かに輸入する必要のある科学技術研発用品の輸入関税及び輸入環節増値税、消費税の徴収を免除する。

(七) 制作支持を実現・完備し、外商投資サービスアウトソーシング産業を奨励し、先進技術と管理経験を導入し、わが国のサービスアウトソーシングの国際競争力を高める。

二、外資が中西部地区に・投資増加するように導く

(八) 《外商投資産業指導目録》改正状況に基づいて、《中西部地区外商投資優勢産業

目録》を補充改正し、労働集約型プロジェクトの条目を追加し、外商が中西部地区で環境保護要求に符合する労働集約型産業を發展させることを奨励する。

(九)条件に符合する西部地区内の外資企業に継続して企業所得税優遇政策を実行し、西部地区が外商投資を吸収することのよい發展情勢を維持する。

(十)東部地区の外商投資企業が中西部地区転移することに対して、政策開放と技術資金の関連サポート強度を強化し、同時に行政サービスを完備し、工商、税務、外貨、社会保険などの手続き時に便利化を図る。外資銀行が中西部地区で機構を設立して業務を行うことを奨励及びリードする。

(十一)東部地区と中西部地区が市場を指向することを奨励し、委託管理、投資合作等の多くの方式を通じて、優勢な部分を補い合うこと、産業連動、利益の共同享受の原則に従って開發区をともに建設する。

三、外資利用方式の多様化の促進

(十二)外資が資本参加、合併買収等の方式で国内企業の組織改正と合併再編を奨励する。A株上場会社は国内外の戦略投資者を引き入れることを支持する。外資の国内証券投資と企業合併買収を規範化する。法に依って独占禁止審査を実施し、外資合併買収安全審査制度の構築を加速する。

(十三)国外資本市場をうまく利用し、継続して条件に符合する企業が国家發展戦略及び自身の發展需要に基づいて国外で上場し、十分に二つの市場、二種類の資源を利用し、競争力を耐えずに高めることを支持する。

(十四)外資を利用して中小企業担保会社の設立を推進することを加速する。外商投資がベンチャー投資企業を設立することを奨励し、積極的にプライベートエクイティ投資ファンドを利用し、退出の仕組みを完備する。

(十五)条件に符合する外商投資企業が国内で株券を公開発行すること、企業債及びミディアムタームノートを発行することを支持し、融資チャネルの開拓、金融機構の継続的な外商投資企業への貸付支持を導く。国内で人民元債券を発行する国外主体の範圍の拡大を着実に拡大する。

四、外商投資管理体制の改革の深化

(十六)《外商投資産業指導目録》の中で総投資（増資を含む）が3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、《政府が認可する投資プロジェクトリスト》で國務院関連部門が認可すると規定しているものを除いて、地方政府関連部門により認可する。法律法規で明確に國務院関連部門が審査批准すると規定しているものを除き、監督管理を強化する前提のもとで、國務院関連部門が本部門を担当する審査批准事項を地方政府が審査批准するように委譲することができ、サービス業分野の外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）は地方政府が関連規定に従って審査批准を行う。

(十七)審査批准内容を調整し、審査批准手順を簡略化し、審査批准・認可範囲の最大限度を縮小し、審査批准の透明度を強化する。全面的に外商投資の審査批准事項を整理し、審査批准の時間を短縮する。審査批准の方式を改善し、試点において経験を総括するという基礎のもとで、徐々に全国で外商投資企業契約、定款のフォーマット化の推進を審査批准し、オンライン行政許可を大々的に推進し、行政行為を規範化する。

五、良好は投資環境の構築

(十八)開発区の発展を規範化・促進し、開発区の体制革新、科学技術引率、産業集積、土地集約方面のキャリヤとプラットフォーム作用を発揮する。条件に符合する開発区のレベルアップ、条件を備えている国家級、省級開発区の拡張と調整を支持し、辺境経済合作区建設の支持政策処置の制定を加速する。

(十九)一段と外商投資企業の外貨管理を完備し、外商投資企業の外貨資本金の人民元転手続きを簡略化する。法に依って経営し、資金繰りが逼迫し一時的に期限どおりに出資できない外商投資企業に対して、出資期限の延長を許可する。

(二十)投資促進を強化し、重点国家と地区、重点業界に焦点を合わせ、投資導入プロモーションの程度を強化し、わが国の外資利用政策を広く宣伝する。積極的に多国二国間の投資合作に参加し、「引進來」と「走出去」を結合させて、多国籍投資制作環境を絶えず改善することを推し進める。

国務院各関連部門、地方各級人民政府が統一的に認識し、積極的に外資を有効利用する方針を堅持し、我を主とし、良いものを選択し資金を選ぶことを堅持し、「資本引き入れ」と「知恵引き入れ」の結合を促進し、外資利用の質を絶えず高める。改革開放経験を総括し、新情勢、新要求を結合し、一段と改革革新度合いを大きくし、便利化程度を引き上げ、更なる開放、投資環境の更なる優質化を創造し、全面的に外資利用工作水準を引き上げる。

国務院

二〇一〇年四月六日

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/呉 明憲)